

2024年10月10日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都労働組合連合会
執行委員長 中 川 崇

2024 年会計年度任用職員等及び任期付職員の処遇改善に関する要求書

東京都における臨時・非常勤職員制度については、地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、2020年4月の改正法施行に合わせて、労使合意の上で会計年度任用職員制度を導入し、一般職及び特別職非常勤職員制度からの移行、臨時職員制度の廃止、会計年度任用職員（アシスタント職）の新設、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等について対応してきた経過にあります。

昨年の確定闘争において、勤勉手当の支給を確認し、本年6月期の一時金から常勤職員同様の月数で支給されています。一時金などが改善される一方で、報酬額の水準や改定時期、職免・休暇制度など改善の必要がある課題も多く残っており、常勤職員との均衡・均等待遇は不十分と言わざるを得ません。また、常勤職員への転職を可能とする制度もなく、有望な人材を確保する観点からも、会計年度任用職員及び任期付職員の賃金・労働条件の改善は必要不可欠です。あらためて、報酬額水準の大幅改善、一時金のあり方、諸手当支給などの抜本的な賃金・処遇の改善が求められます。

都における会計年度任用職員は、公務・公共サービス、公教育の重要な担い手として、常勤職員と同様の業務に従事するなど、欠かすことのできない存在となっており、さらなる処遇改善が喫緊の課題です。また、会計年度任用職員（アシスタント職）についても、賃金単価の大幅改善などの処遇改善が早急に求められます。

都における会計年度任用職員（アシスタント職を含む）・4条任期付職員は、公務・公共サービス、公教育の重要な担い手として、常勤職員と同様の業務に従事するなど、欠かすことのできない存在となっていますが、少子化の中、応募者数は減少傾向にあり、このままでは、将来の都政運営にも支障をきたす状況も考えられます。早急に、雇用形態のあり方など、制度全般の課題に取り組まなければなりません。

つきましては、下記の要求事項を真摯に受け止め、踏み込んだ検討を行い実現することを強く求めます。

記

I 基本的事項について

1 都労連との交渉・協議について

- (1) 会計年度任用職員をはじめとする非常勤職員の賃金・労働条件等については、都労連との交渉・協議による合意に基づき改善を図ること

2 雇用について

- (1) 雇用の安定化を図るため、会計年度任用職員について、4回までとしている更新回数の制限を撤廃すること
- (2) 本人希望に基づき、複数年の任用や常勤職員への任用が可能となる制度を確立すること

3 報酬について

- (1) 会計年度任用職員等の報酬額については、常勤職員との均等待遇を基本に、その職に求められる専門性や職務の困難性等を踏まえ、給与水準を改善すること
- (2) 会計年度任用職員等の報酬額改定については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて行うこと
- (3) 交渉によって決まった常勤職員の改定率による報酬改定が反映されないケースもあることから、全ての会計年度任用職員の報酬に反映される制度となるよう改善すること
- (4) 会計年度任用職員等の勤務実態を踏まえ、同一の職にあって異なる職務・職責を担っている場合は、その実態に即した相応しい職を設置し、報酬改善を図ること。当面、非常勤職員の主任職を全庁的に設置すること
- (5) 勤続年数や職務経験等に応じて、報酬額を引き上げるなどの制度を構築すること。そのために、一定の勤続年数や職務経験等に基づく昇給制度を導入すること

4 諸手当について

- (1) 常勤職員が取得した際、有給としている各種休暇・職免制度等について、常勤同様に報酬の減額措置をおこなわないこと
- (2) パートタイム勤務会計年度任用職員に対しても、勤続年数に応じて、退職手当、もしくはそれに相当する報酬を支給する制度改善を直ちに行うこと

5 休暇等について

- (1) 病気休暇や生理休暇、介護休暇等、各種休暇制度について、常勤職員に準じる制度とし、これらを取得した際には、報酬の減額を行わないこと
- (2) 職務遂行上、必要な資格試験の受験や、職務上の知見等に資する講演会等の聴講等について、常勤職員に準じて職務を免除すること
なお、その際には、報酬の減額を行わないこと

II 会計年度任用職員（アシスタント職）の処遇改善について

- (1) 全ての会計年度任用職員（アシスタント職）の賃金単価を大幅に改善すること。当面、速やかに、1時間あたり1,500円以上に引き上げを行うこと
- (2) 会計年度任用職員（アシスタント職）に係る予算については、社会保険料等の支出を行うことを前提として、増額を図ること
- (3) 休暇制度及び職務専念義務の免除に関しては、常勤職員に準じる制度とするとともに、年次有給休暇をはじめとする休暇制度等に関する周知はもとより、休暇等を取得しやすい職場環境を整えること

III 4条任期付職員について

- (1) 任期付職員の賃金水準を改善すること
- (2) 任用期間に伴う昇給措置を実現すること
- (3) 任期満了後の常勤職員への任用切替制度を創設すること
- (4) 上記（1）から（3）について、今確定交渉期において整理し、2024年度から施行すること